

企第262号

平成19年9月3日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 生命保険協会
一 般 委 員 会
委員長 筒井 義信

企業会計基準公開草案第19号(企業会計基準第10号の改正案)「金融商品に関する会計基準(案)」
及び企業会計基準適用指針公開草案第23号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」
に関する意見

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年7月20日に公表された企業会計基準公開草案第19号(企業会計基準第10号の改正案)「金融商品に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第23号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」に関しまして、別紙のとおり、当協会としての意見を申し述べます。

宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

謹白

企業会計基準公開草案第19号(企業会計基準第10号の改正案)「金融商品に関する会計基準(案)」
に関する意見

- 第19項で示された時価評価の対象外となる有価証券の定義(「時価を把握することが『極めて困難』と認められる有価証券」)が明確ではないため、「極めて困難」と認められる場合及び認められない場合の具体例を示す等により明確にしていきたい。

以 上

企業会計基準適用指針公開草案第23号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」
に関する意見

<総論>

- 本適用指針(案)においては、新たに時価の開示が求められている金融商品について「参考(開示例)」は示されているものの、具体的計算例は示されていない。
今後、実務の混乱を避ける観点からも時価の算出方法の明確化及び、それに向けての関係各方面への働きかけをお願いしたい。
- 本適用指針(案)において、注記による金融商品に係る開示範囲が大きく広がり、監査期間の長期化及び、開示資料作成期間の短期化が想定され、事務負担が極めて重い。そのため、既に各業態の法令・諸規則に則り、注記以外で同内容を開示している場合については、それをもって代替することを認める旨の追記をお願いしたい。
- 純資産の部に計上される科目のうち、本適用指針(案)の対象範囲に含まれるものがあるかどうかを確認させていただきたい。

<適用指針第2項(1)>

- 保険契約は本適用指針(案)の対象外とされているが、保険契約に基づく保険契約者への貸付である保険約款貸付についても、保険契約の一部を構成するものであり、保険契約の他の要素と不可分なものであることから、時価等の開示の対象外と理解してよいか確認させていただきたい。

<適用指針第3項(1)②>

- 「金融資産と金融負債との間や金融商品と非金融商品との間に重要な関連がある場合」とあるが、具体的な事例がわかりにくいため、「参考(開示例)」に具体的な記述例等を示すことで定義の明確化をお願いしたい。

<適用指針第3項(2)②>

- 信用リスクが著しく集中している「ある企業集団」の概要(取引相手先の金額を含む。)を記載することとなっており、「参考(開示例)」のうち「2. 製造業(2)」として「営業債権のうちxx%が特定の大口顧客に対するもの」と例示されているため、個別企業名まで開示を求めていると思われるが、当該情報は、企業の機密情報に該当するため、開示項目としては引き続き慎重な対応をお願いしたい。

＜適用指針第4項(2)(3)、(6)＞

- 第4項(2)(3)には「(1)に加えて」、同項(6)には「時価の開示((1)参照)に加えて」との記載があり、同項(1)との関係が明確であるが、同項(4)(5)には同項(1)との関係を示す語句ない。趣旨明確化のため、同項(4)(5)にもこれらの語句を記載してはどうか。

＜適用指針第4項(4)、第31項＞

- 「金銭債権について、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記する」とあるが、本適用指針(案)で求められている開示額は、元本について、貸借対照表価額を開示するという理解でよいのか。
- 破産更生債権や貸倒懸念債権については、法的倒産手続きや私的整理の過程にある等の理由により今後の償還のスケジュールや金額が確定しないものも一部存在すると思われる。開示例では、期間別の償還予定額の開示が求められているが、このような債権についても開示の対象となるのか。

＜適用指針第6項、第7項、第35項＞

- 「本適用指針は、平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用する」とあるが、四半期決算に関しては、第35項に「四半期決算における迅速性を考慮して、前年度末と当該四半期会計期間末を比較して著しい変動がある場合にのみ、当該四半期会計期間末の情報を注記する」とある。
3月末決算法人(早期適用は適用しない)の場合、平成21年6月末(第一四半期末)においては、比較すべき前年度末の情報が開示されていない金融商品(貸付金等を含む金銭債権等)もあると思われるが、そもそもこれは、第6項、第35項の対象外と理解してよいのか。また、対象の場合、第6項、第35項が適用されるのは、平成22年3月末の事業年度末からとの理解で問題ないのか。

＜適用指針第10項、第33項＞

- 本適用指針(案)では、開示する金銭債務の時価について、当該債務を負う企業自身の信用リスクを反映する内容となっている。しかしながら、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は継続企業的前提を基礎としていることから、開示する金銭債務の時価の算定にあたり、将来の継続的な事業活動において当該債務が返済されることを想定すべきであり、当該債務が減免されることを想定すべきではないという考え方もある。したがって、開示する金銭債務の時価に、当該債務を負う企業自身の信用リスクを反映することについては、慎重な検討をお願いしたい。
また、開示する金銭債務の時価については、「金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定する」とされている(第4項(1)なお書き)。金融商品会計基準等では、金融負債を時価評価

の対象としないことが適当とする考え方（金融商品会計基準 67 項）を前提に、金融商品会計基準 6 項及び同実務指針 47 項等において時価に関する取扱いが示されているが、金融商品会計基準等において、金銭債務に付すべき時価に当該債務を負う企業自身の信用リスクを反映すべきことになっているのかどうかを確認させていただきたい。

＜定量的リスクの開示について＞

○定量的なリスクの開示については、企業の経営内容を公開する上で利用者の立場等を踏まえて、慎重に検討を進めていくことが重要と考える。例えば、現状では、バリュー・アット・リスク等の開示において、算定する上で必要なモデルや前提等に明確な基準がないため、比較可能性の確保が難しいと思われる。

また、保険会社のリスク評価について、保険監督等の観点から、国際的に議論が進められており、金融庁でも「ソルベンシー・マージン比率」の評価基準について、中長期的観点から検討が進められているところである。

このように、適切なリスク評価、管理手法の開示については、業態に応じたあり方が検討されており、かつ内容、実施時期についても明確な決定がなされていない中、会計基準により、当該情報を注記にて求めることは、現時点では困難な点が多いため、任意開示とし、業態ごとの法令等に基づいた開示に委ねるべきと考える。

以 上